

教育課程

子ども教育学部

1. 教育課程（カリキュラム）

子ども教育学部（以下、「本学部」という）は、1 学科構成となっています。本学で開講する授業科目及び単位数は、この冊子に掲載しているカリキュラムに示す通りです。

カリキュラムは、系統的な教育を提供するという観点から構成されています。履修系統図*（表 1-1）では、分野ごとの科目相互の関わりを見ることができます。本学で開講される科目の授業内容は、「シラバス†」にまとめられています。各科目のシラバス内容をよく確認して履修科目を選択し、受講してください。

学部名	学科名
子ども教育学部 The Faculty of Childhood Education	子ども教育学科 The Department of Childhood Education

1) 進級要件単位、卒業要件単位、学位

本学部の各年次終了時の進級要件単位数および卒業要件単位数は下表の通りです。また、卒業の認定を受けた者には、下表の学位を授与します。

科目の区分	進級要件単位			卒業要件単位	学位
	1 年次終了時	2 年次終了時	3 年次終了時		
全学共通科目	-	-	卒業要件科目 90 単位以上	必修科目を含む 124 単位以上	学士（子ども教育学）
学科開講科目	-	-			

2) GPA (Grade Point Average) 制度

本学部では、全学における運用（詳細については、この冊子の「GPA 制度」を参照）のほかに、以下のような目的でも GPA を参考にします。履修を取り止めた科目の履修取り消しを怠ると、GPA を極端に下げることになります。履修登録後は必ず確認を行い、必要があれば履修登録変更期間に修正や削除等の対応をしてください。

- ・ 個別の学習指導への活用
- ・ 履修登録上限単位数設定の基準
- ・ 就職活動時の大学推薦の基準
- ・ 卒業時の総代および各種表彰者の選抜の基準 等

3) 履修登録上限単位（CAP 制度）

本学部の各年次の履修登録上限単位数（CAP）は下表の通りです。各年次に「不可」または「不認定」となった科目の単位数を含めた履修登録上限単位数となっています。ただし、2 年次以降は成績優秀者（学部・学科が設定する GPA 基準値を満たした場合等）に限り、CAP を超えて履修することができます。

1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
49 単位	49 単位	49 単位	49 単位

* 「履修系統図」とは

学生が身につけるべき知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促す体系図を意味します。

† 「シラバス」とは

各授業科目の詳細な授業計画。大学の授業名、担当教員名、授業目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学修等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修要件等が記されています。学生が各授業科目の準備学修等を進めたり、講義の履修を決める際の資料として閲覧したりして活用されます。本学の場合は、UNIPA にすべての授業科目のシラバスが公開されています。

4) 科目の区分

○教育内容による区分

全学共通科目	建学の精神に基づく宗教的情操教育を通して豊かな人間性と感性を育み、社会、自然、文化および社会的・自然的多様性などへの理解を深め、思考力、情報活用力、コミュニケーション力を身につけることを目的としている科目。「大学で学ぶための入門科目群」、「人生に役立つ知力・体力を育てる科目群」、「新しい時代を生きるための科目群」、「社会人として仕事で役に立つ科目群」に区分されています。全学共通科目は、学部・学科に関係なく、大学全体で共通となっています。
学科開講科目	保育、教育、および子育て支援に関する専門的知識・技術を系統的に学ぶとともに、地域における学修を通して課題解決できる実践力を身につけ、生涯にわたって自己の成長を促すことを目的としている科目。

○履修条件に関する区分

必修科目	単位を必ず修得しなければならない科目。
選択科目	自由に選択し履修することができる科目。
選択必修科目	複数の科目の中から自由に科目を選択し、その中で一定数以上の単位を必ず修得しなければならない科目。科目一覧の「最低修得単位数」欄に「～単位以上」と表記がある場合、その区分等において、卒業までに選択履修し、必要な単位数を修得する必要があります。
履修推奨科目	より高度で幅広い教養や専門性を学ぶために、履修することが望ましい科目。

5) ゼミナールについて

本学部では3年次からゼミナール（ゼミ）を履修し、教員の専門的な指導のもと、保育・教育・福祉に関する専門性を深め、専門職業人としての情熱・積極性・チャレンジ精神を磨き、教育実践力を身に付けていきます。ゼミナールは、「論文型」と「実技型」の2つの形式があります。小学校教諭一種免許状の取得を希望する学生は「論文型」を必須としています。

「論文型」は、少人数の学生で構成し、特定のテーマについて学生が主体的かつ継続的に調査・分析、報告・討議等に取り組むことを通して、卒業論文の執筆と発表を目指す形式です。「実技型」は、学生集団で構成し、保育技術・幼児教育技術の向上を図るため、学生間の活発な議論や相互協力を通して新たな価値の共創を目指し、卒業実技の成果発表を目指す形式です。

3年次にゼミナールの履修登録を行い、卒業までの間、同じゼミナールで学習を行います。そのため、1・2年次に各教員の研究室を訪問するなどし、教員の専門性や担当について自主的に情報収集を行うことが重要です。

6) 授業の履修上の注意点 (この冊子の「Ⅱ. 学習」も合わせて参照)

- ・授業の履修は、学生便覧、シラバス、履修登録上限単位数、進級要件単位数 (1~3 年次)、卒業要件単位数 (特に、4 年次)、免許・資格の取得要件、現在の修得単位数や成績を事前に照合し、個人の責任で確実にを行うこと。特に、4 年次 (卒業学年) は卒業要件を満たしているかよく確認し、単位に余裕を持って履修すること。
- ・履修登録期間中に履修登録をしていない科目は単位を修得することはできません。
- ・履修登録オリエンテーションは、履修登録方法の説明のほか、各学期の時間割や教室、教科書販売についても連絡するので、必ず出席すること。
- ・授業で使用する教科書は、各学期の指定の期間に学内販売されますので、授業開始前 (入荷の状況によっては授業開始後になる場合もある) に教科書申込の手順に従って各自購入すること。
- ・開講期は変更となる場合もありますので、時間割や UNIPA で履修前に確認すること。
- ・各種実習実施に伴い休講になる科目がある場合は別途補講が行われます。
- ・本学には、英語外部試験等による単位認定制度があります。詳細については、この冊子の「英語外部試験等による単位認定制度」についてのページを確認してください。
- ・「ひとの心を動かすひとになる講座」については、本学が教育上必要と認め指定した講座等を在学期間中に 15 回受講することで 1 単位が認定されます。

【重要①】4 年間の学修を円滑に行うための大切なポイント

授業全般や免許・資格に関する重要な連絡や事務局からの伝達・呼び出し、また、緊急時の連絡等は UNIPA や学部・学科専用の掲示板で行っています。普段から確認する習慣を身に付けましょう。

- 大学から連絡がある場合、UNIPA (学籍情報登録及びメール設定) に登録されている電話番号やメールアドレス等が使用されます。そのため、UNIPA に登録している連絡先が変更となった場合は、利用ガイド等を参照し、速やかに変更すること。
- 大学からの電話連絡は「086-436-XXXX」、「086-523-XXXX」から行いますので、必ず出るようにしてください。
- 「ksu.ac.jp」は大学からのメール連絡なので必ず受信し確認すること。携帯電話会社によってはドメイン指定受信設定が必要となる場合もあるので、各社の設定方法に従って、受信できるように設定すること。

【重要②】教員や大学への連絡方法とマナー

大学生活を送る中で、教員に授業や進路等について相談するためのアポイントメント (面会の約束) を取ったり、体調不良や公共交通機関の遅延によって教員や大学へ連絡をしたりしなければならない時があります。そのような時には、以下のようなマナーを守り、連絡をするようにしましょう。

- 教員への連絡
原則として、教員のメールアドレスにメールを送信します。教員のメールアドレスは、シラバスに掲載されています。メール作成時には、「件名」欄には簡潔に用件を入力し、「本文」欄には (1)宛て先 (「〇〇先生」)、(2)連絡内容、(3)署名 (「学部・学科・学年・学籍番号・氏名」) の順で入力します。
- 大学への連絡
代表番号 086-523-0888 に電話をかけます。代表番号からアドバイザー教員等の各研究室に電話をつないでもらうことも可能です。電話をかける時には、つながったらまず挨拶をし、自分の名前を名乗ってから、用件を伝えます。
- 緊急時を除いて、休日や夜間の連絡は避けるようにしましょう。

表1-1 履修系統図 (2024年度入学用)

学年	1年次		2年次		3年次		4年次		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
全 学 共 通 科 目	学士課程教育 導入期		学士課程教育 展開期		学士課程教育 応用期		学士課程教育 統合期		
	大学で学ぶための 入門科目群	創立者松田藤子の志 キャンパスライフデザイン I スタディスキルズ ラーニングスキルズ	創立者松田藤子の教え キャンパスライフデザイン II ITリテラシー基礎 ラーニングスキルズ						
	人生に役立つ知力・体力を 育てる科目群	Basic English A 健康スポーツ マリンスポーツ ひとの心を動かすひとになる講座	心理学 Basic English B ウィンタースポーツ	Advanced English A	キャリアライフデザイン Advanced English B	日本国憲法	健康科学		
	新しい時代を 生きるための科目群	イタリア語会話 中国語会話 くらしき学講座 コミュニティライフデザイン	英会話 フランス語会話 ドイツ語会話 くらしき学講座 コミュニティライフデザイン			若衆実践演習	実践英会話 若衆実践演習	データサイエンス	
社会人として仕事で 役に立つ科目群			インターンシップ	インターンシップ	大乗仏教から学ぶ人間形成 I ワークライフデザイン 社会人マナー講座 新聞活用教育(NIE) 英語資格・検定セミナー	大乗仏教から学ぶ人間形成 II ワークライフデザイン 社会人マナー講座 新聞活用教育(NIE) 英語資格・検定セミナー	実践コミュニケーション	仕事で役立つパソコン活用法	
学 科 開 講 科 目	基礎形成期		実践力基礎期		実践力形成期		実践力充実期		
	キャリア教育に関する 科目群	育人キャリア I 子ども文化理論演習 子ども文化実践演習 学習支援理論演習 学習支援実践演習	育人キャリア II 子ども文化理論演習 子ども文化実践演習 学習支援理論演習 学習支援実践演習	育人キャリア III 育人地域フィールドワーク	育人キャリア IV 育人地域フィールドワーク	育スパート入門 保育者養成講座 I	育スパート基礎 保育者養成講座 I 子育て支援実践演習	育スパート総合 保育者養成講座 II	
	保育・教育の本質・基礎的理解 に関する科目群	保育原理 教育学概論 子ども家庭福祉	社会福祉 社会的養護 I 保育・教職論 小学校教育課程論	幼児教育課程論		教育の制度と経営 子ども家庭支援論	小学校教育課程論		学級経営論
	子どもの理解に関する科目群		教育心理学	子どもの保健 子どもの食と栄養 生徒・進路指導論	子ども理解の理論および方法 教育相談の理論と方法	子ども家庭支援の心理学 生徒・進路指導論			
	保育・子育てを学ぶ科目群		保育内容総論 保育内容(健康) 保育内容(言葉)	乳児保育 I 子どもの健康と安全 障害児保育 I 社会的養護 II	保育内容(人間関係) 保育内容(環境) 保育内容(表現) 乳児保育 II	障害児保育 II 子育て支援 リトミック		在宅保育	
	保育・教育の専門性を 高める科目群	子ども文化 I 生活 I 音楽基礎 I ピアノ演習 I 声楽 I 図画工作 I 家庭 I 体育 I	ピアノ演習 II 声楽 II	ピアノ演習 III 弾き歌い I	国語 I (書写を含む。) 社会 I 算数 I 理科 I ピアノ演習 IV 小学校英語 I	生活 I ピアノ演習 V 弾き歌い II 家庭 I	国語 I (書写を含む。) 社会 I 算数 I 理科 I 生活 II 音楽基礎 II ピアノ演習 VI 図画工作 II 家庭 II 体育 II	子ども文化 II 国語 II 社会 II 算数 II 理科 II ピアノ演習 VII 弾き歌い III 小学校英語 II	ピアノ演習 VIII 弾き歌い IV
	保育・教育の方法・指導法を 学ぶ科目群		保育内容(健康)の指導法 保育内容(言葉)の指導法 生活科指導法 音楽科指導法 図画工作科指導法 家庭科指導法 体育科指導法 初等教育方法論 (情報通信技術の活用を含む。)	保育内容(健康)の指導法 道徳の理論および指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法	保育内容(人間関係)の指導法 保育内容(環境)の指導法 保育内容(表現)の指導法 国語科指導法(書写を含む。) 社会科指導法 算数科指導法 理科指導法 小学校英語指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	国語科指導法(書写を含む。) 社会科指導法 算数科指導法 理科指導法 生活科指導法 音楽科指導法 図画工作科指導法 家庭科指導法 体育科指導法 小学校英語指導法			
	特別支援教育を学ぶ科目群	特別支援教育総論	発達障害児教育総論 視覚障害児教育総論 聴覚障害児教育総論	知的障害児の教育 I 肢体不自由児の教育 I	知的障害児の心理・生理・病理 病虚弱児の教育 I	肢体不自由児の心理・生理・病理 病虚弱児の心理・生理・病理 発達支援理論演習 知的障害児の教育 II 肢体不自由児の教育 II 病虚弱児の教育 II 特別支援学校教育実習 (事前事後指導含む。)	発達支援実践演習 知的障害児の教育 II 肢体不自由児の教育 II 病虚弱児の教育 II 特別支援学校教育実習 (事前事後指導含む。)	重複障害児教育総論 行動・学習支援理論演習 行動・学習支援実践演習 自立活動理論演習 自立活動実践演習	行動・学習支援理論演習 行動・学習支援実践演習 自立活動理論演習 自立活動実践演習
子ども教育力を 統合する科目群			保育実習指導 I (施設) 保育実習 I (施設)	保育実習指導 II 保育実習 II 保育実習指導 I (保育所) 保育実習 I (保育所)	保育実習指導 III 保育実習 III ゼミナール I 教育実習(事前事後指導含む。)	ゼミナール II 教育実習(事前事後指導含む。)	ゼミナール III 教育実習 I (事前事後指導含む。) ゼミナール IV 教育実習 II (事前事後指導含む。) 保育・教職インターンシップ	保育・教職実践演習(幼・小) 教職実践演習(幼・小) ゼミナール IV 教育実習 I (事前事後指導含む。) 教育実習 II (事前事後指導含む。) 保育・教職インターンシップ	

※科目名称・開講時期等が変更となる場合があります。 ※モデルによって開講期が異なる科目もすべて記載しています。 ※開講期が複数にわたる科目については、最初の開講学年・期のみ記載しています。

7) 科目一覧の見方について

表 1-2 の各科目一覧の見出しは、左から「区分」「授業科目名」「授業形態」「単位数」「開講学年（授業時数）」「卒業要件」「各モデルの履修上の注意」「免許・資格取得要件」「地域科目」「備考」となっています。それぞれの表の見方は下表の通りです。

「卒業要件」および「免許・資格取得要件」などについては、記号の意味を正確に理解し、履修を確実に進めていく必要があります。「卒業要件」の「履修」および「履修上の注意」欄には、各授業科目の履修条件に関する区分が記号で表記されています。また、「最低修得単位数」欄には、知識・技能のバランスを図りながら学修を進めてもらうため、区分や科目範囲において卒業までに修得する必要がある単位数を表記しています。

○各種表記・記号に関する補足説明

欄	表記・記号	説明
授業形態	併用	講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う科目
開講学年 (授業時数)	 *塗り潰し	授業科目が開講される学年および時期 ※前期・後期にわたる科目については、通年科目 ※複数の学年にわたる科目については、塗り潰された範囲の任意の学年で履修することが可能な科目
	8, 15 等の数字	各授業科目の開講授業時間数
	..	任意の学年で履修可能な科目または授業時間数に関係なく、定められた学修時間を行う科目
卒業要件/ 免許・資格取得要件	◎	卒業および各免許・資格取得のための必修科目
	△	各免許・資格取得のための選択科目
	★	卒業および各免許・資格取得のために履修することが望ましい履修推奨科目
	◆	当該モデルを主たる対象としない開講期
	×	履修人数の制限や開講学年等の理由により、履修することができない科目
	注	履修上注意すべき点があるため、「備考」欄に詳細を記載
地域科目	○	くらしき若衆育成プログラムのための科目 本学には、地域のまちづくりリーダーを目指すプログラムがあります。詳細については、この冊子の「『くらしき若衆』育成プログラム」についてのページを確認してください。

○免許・資格に関する略記号の説明

略記号	説明
【保】	保育士資格
【幼】	幼稚園教諭一種免許状
【小】	小学校教諭一種免許状
【特】	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育） ※基礎となる免許状の取得も必要
【べ】	認定ベビーシッター資格 ※保育士資格の取得も必要

※表 3-1、表 3-2 においても、同様の表記を用いる。

2. 就職・進路指導

学生一人ひとりの志望進路・就職先に応じて、進路支援室や各アドバイザー教員、ゼミナール担当教員が中心となり、履歴書の添削、筆記試験や面接試験、実技試験の対策等の就職・進路指導が行われます。就職活動は、1・2年次に志望する進路を明確にし、3年次から計画的に取り組み、準備を進めていくことが求められます。就職活動に必要な情報収集の方法として、「求人検索 NAVI」システムや3年次配布の「就職の手引き」を積極的に活用してください。

1) ボランティア活動について

本学部では、主体的・積極的・継続的にボランティア活動に参加することを推奨しています。

地域の保育・教育施設等において、保育士や教員、職員と関わり合いながら、乳幼児・児童等への支援を行うボランティア活動に取り組むことで、コミュニケーション力や協調性、社会性だけでなく、現場感覚を持った教育実践力を身に付けることができます。

近年、ボランティア活動の経験は就職・採用試験でも重視されています。志望進路を見据えたボランティア活動に積極的に取り組んでください。ボランティア活動への参加は、活動受け入れ先によって申し込みや手続きの方法が異なりますので、各自確認をしながら取り組む必要があります。なお、ボランティア活動を行う際は、ボランティア活動保険に必ず事前に参加してください（有料）。

なお、本学附属認定こども園でのボランティア活動（自主実習）を希望する学生は、活動日の1週間前までに直接附属認定こども園に出向き、こども園窓口で活動の許可を得た後、備え付けのボランティア活動予約表に必要な事項を記入してから取り組むようにしてください。

2) 各種採用試験・就職活動について

※免許・資格の詳細については、「3. 取得できる免許・資格」を参照。

①保育士（保育所）・幼稚園教諭（幼稚園）・保育教諭（認定こども園）採用試験

公立、私立に関わらず、保育所や幼稚園、認定こども園で、保育士、幼稚園教諭、保育教諭として就職する場合、保育士資格と幼稚園教諭の免許状の両方が必要とされるケースが増えています。このため、就職先の種類に関わらず、両方の資格・免許状を取得しておいた方が良いでしょう。また、（ア）公立園と（イ）私立園とで、その就職活動が異なります。

（ア）公立園採用試験（保育所・幼稚園・認定こども園）

希望就職先の種類に関わらず、受験要件として保育士資格、幼稚園教諭の免許状が求められることが増えています。市町村が実施する職員採用試験を受験し、合格することが必要です。保育所保育士、幼稚園教諭の採用試験が別々に実施されることもありますが、保育士資格と幼稚園教諭の免許状の両方を所持する人を対象に合同採用試験を行い、採用決定後に、保育所、幼稚園、認定こども園への配属が決定することもあります。

（イ）私立園採用試験（保育所・幼稚園・認定こども園）

公立園と同じく、受験要件として保育士資格、幼稚園教諭の免許状の両方を求められることが増えています。希望就職先が実施する採用試験を受験し、合格することが必要です。保育士資格のみでよい保育所、幼稚園教諭の免許状のみでよい幼稚園もありますので、事前に確認が必要です。

②教員採用試験（小学校、特別支援学校）

小学校や特別支援学校の教員になるためには、小学校教諭の免許状や特別支援学校教諭の免許状を取得することと、教員として採用されることが必要です。公立学校であれば都道府県や政令指定都市の教育委員会が実施する教員採用試験に合格し採用されること、私立学校であれば学校法人等が行う採用試験等に合格し採用されることが必要です。

③社会福祉施設（児童養護施設や障害児入所施設等）への就職活動

社会福祉施設に就職するには、社会福祉施設の選考・採用スケジュールを確認し、実施される筆記試験や面接等を受け、内定（内々定）をもらうことが必要です。また、就職サイトへの登録、OB/OG 訪問等に積極的に取り組み、求人情報の収集や施設研究にも取り組むことが必要です。

④一般企業への就職活動

一般企業に就職するには、公務員や教員採用試験よりも早期に選考が始まるため、3年次で配布される「就職の手引き」や就職サイトで、選考・採用スケジュールを確認し、実施される企業説明会への参加、筆記試験やグループディスカッション、面接等を受け、内定（内々定）をもらうことが必要です。また、早期からの就職サイトへの登録、インターンシップ、OB/OG 訪問等に積極的に取り組み、自己分析や業界企業研究にも取り組むことが必要です。

3) 大学院（修士課程・専門職学位課程）進学について

大学院や教職大学院に進学するためには、卒業要件を満たし卒業見込みであることと、各大学院が実施する入学試験を受験し、合格することが必要です。大学院や教職大学院へ進学することで、保育や教育の専門的知識や技能をさらに深めることができます。なお、本学大学院には、保育・教育に関連する修士課程はありませんので、他大学の大学院や教職大学院を受験する必要があります。

3. 取得できる免許・資格

本学部では所定の単位を修得し、必要な手続きを行うことで、卒業時または卒業後に取得することができる免許・資格があります。ただし、単位修得状況や成績によって、希望する免許・資格が取得できない場合もありますので注意してください。本項では、本学部の養成課程において単位を修得することで取得することができる免許・資格について説明します。

本学部で取得することができる免許・資格の種類は、次の5種類となっています。

①保育士資格*

「児童福祉法」に基づく国家資格。保育士は、保育所・児童養護施設などの児童福祉施設で保護者の様々な理由で保育を必要とする子どもたちを預かり、保護者や地域とともに子どもの心身両面の成長を手助けします。

②幼稚園教諭一種免許状*†

「学校教育法」に基づく普通免許状。幼稚園教諭は、公私立の幼稚園に勤務し、遊びを中心とした集団生活を通して、3～5歳児の生活指導、心身の育成といった人間形成の基盤づくりに携わります。

③小学校教諭一種免許状†

「学校教育法」に基づく普通免許状。小学校教諭は、国公立の小学校に勤務し、担任を受け持つクラスを中心に国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、道徳の教科指導や生活指導など成長期児童の教育全般に携わります。

④特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育）†

「学校教育法」に基づく普通免許状。特別支援学校教諭は、知的障害、肢体不自由、病弱等の障害がある子どもたちのために設置されている特別支援学校で障害による学習上、生活上の困難を克服するための自立活動の指導や小・中・高等学校の教育課程に準じた教育を行います。また、小・中学校等でも、特別支援学校教諭の免許状を有する多くの教員が特別支援学級や通級指導教室で一人ひとりに応じた適切な指導や支援を行います。

⑤認定ベビーシッター資格

公益社団法人全国保育サービス協会が認定する民間資格。認定ベビーシッター資格は、ベビーシッターとして保育ルームや家庭で働く、また、託児ルームや幼児教室の開業、学童保育等での仕事に従事することができます。

免許・資格を取得するという事は、その分野の専門家になることを意味します。免許・資格については、多くの免許・資格取得を目指すことを重視するのではなく、まずは自分の将来の進路（職業）や目指す専門性を十分に考えて、必要な免許・資格を取得していくことが重要です。次ページの「目指す進路と必要な免許・資格の学修プロセス例」を参考にし、自分が目指す職業とそのために保有している必要がある、または、保有していることが望ましい免許・資格の種類を確認し、取得する免許・資格を考えてみてください。なお、この学修プロセス例以外の進路（職業）を考えている学生は、アドバイザー教員に早めに相談しましょう。

* 「保育教諭」について

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」で定められた幼保連携型認定こども園に配置される職名。保育教諭は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格の登録を受けた者でなければいけません。幼保連携型認定こども園で、子どもに対する教育と保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長と心身の発達を手助けします。

† 「教員免許状」について

幼稚園教諭一種免許状や小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状等、日本の学校の教員になるために必要な免許状。教員免許状がなければ、日本の学校で教壇に立ち、授業を行うことはできません。教員免許状の種類は、学校の種類や教科ごとに普通免許状（専修免許状、一種免許状、二種免許状）、特別免許状、臨時免許状があります。本学部の教職課程は、幼稚園、小学校、特別支援学校の普通免許状（一種免許状）取得に対応した課程となります。

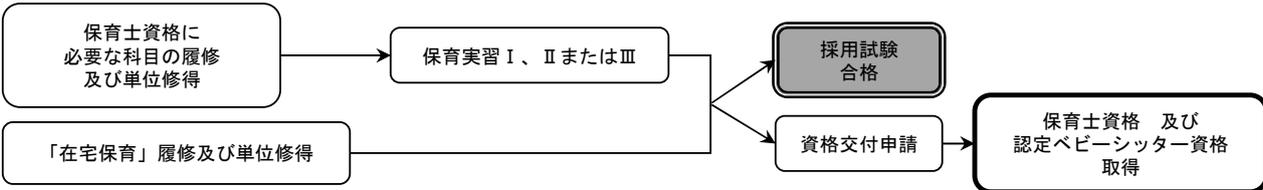
●目指す進路と必要な免許・資格の学修プロセス例

必要 選択 就職に必要

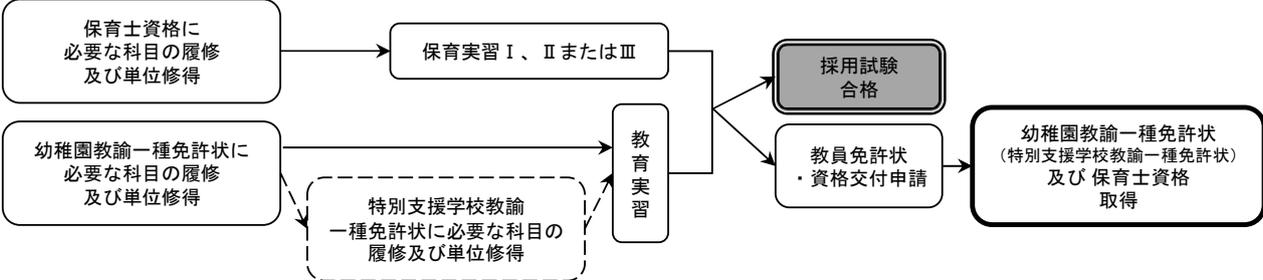
・児童福祉施設 職員 (児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター等)



・ベビーシッター（訪問・在宅保育サービス）

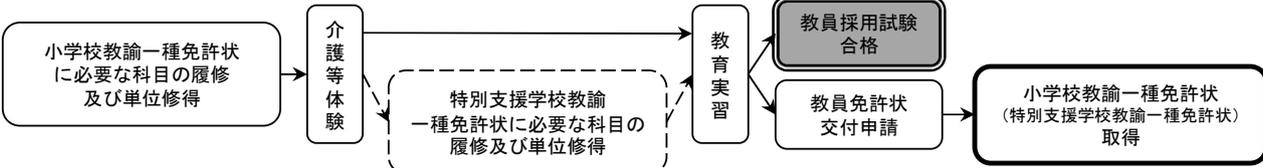


・保育所 保育士 ・幼稚園 教諭 ・認定こども園（幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型） 保育教諭／保育士／幼稚園教諭



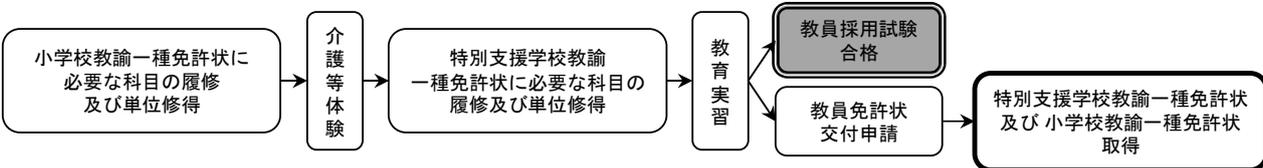
※保育所や幼稚園への就職の多くは、保育士資格及び幼稚園教諭の免許状の両方の取得（見込み）が条件となっています。
 ※特別支援学校教諭一種免許状は幼稚園教諭になるために必ずしも必要ではありません。免許状取得を希望する学生のみ対象となります。

・小学校 教諭



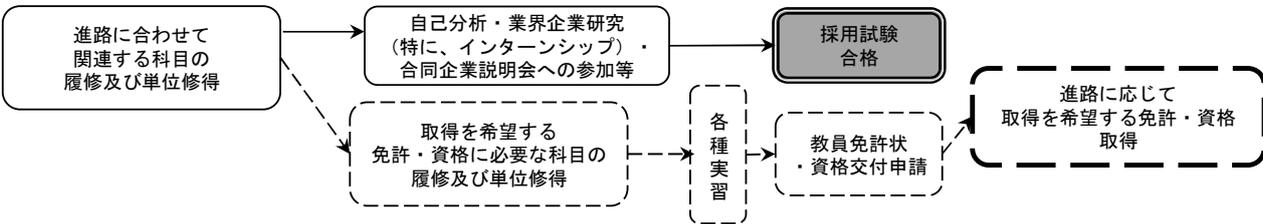
※特別支援学校教諭一種免許状は小学校教諭になるために必ずしも必要ではありません。免許状取得を希望する学生のみ対象となります。

・特別支援学校 教諭



※特別支援学校教諭としての採用の多くは、特別支援学校教諭一種免許状及び小学校教諭一種免許状の両方の取得（見込み）が条件となっています。

・各種子ども関連企業やその他一般企業への就職 ・幼児・児童を対象とした社会福祉施設や医療機関 職員（病児保育や児童指導、児童自立支援等）



3. 1 【小学校（＋幼稚園）モデル】

1) 免許・資格の種類

- ・小学校教諭一種免許状
- ・幼稚園教諭一種免許状
- ・特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育）

2) 免許・資格の取得要件

小学校（＋幼稚園）モデルにおいて、免許・資格取得までのプロセスは表 3-1 に示す通りです（科目の履修状況によっては表の通りとならない場合もあります）。なお、各免許・資格の取得要件は以下の 3 点となっています。

- ①卒業要件を満たし、学士の学位を有すること。
- ②本学部の教職課程において、表 3-5（小学校）、表 3-4（幼稚園）、表 3-6（特別支援学校）に示す通り、校種ごとに定められた指定科目及び単位を全て修得すること。
- ③特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合、基礎となる免許状（原則として、小学校教諭一種免許状）を併せて取得すること。

3. 2 【小学校・特別支援学校モデル】

1) 免許・資格の種類

- ・小学校教諭一種免許状
- ・特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育）
- ・幼稚園教諭一種免許状

2) 免許・資格の取得要件

小学校・特別支援学校モデルにおいて、免許・資格取得までのプロセスは表 3-1 に示す通りです（科目の履修状況によっては表の通りとならない場合もあります）。なお、各免許・資格の取得要件は以下の 3 点となっています。

- ①卒業要件を満たし、学士の学位を有すること。
- ②本学部の教職課程において、表 3-5（小学校）、表 3-6（特別支援学校）、表 3-4（幼稚園）に示す通り、校種ごとに定められた指定科目及び単位を全て修得すること。
- ③特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合、基礎となる免許状（原則として、小学校教諭一種免許状）を併せて取得すること。

3. 3 【保育園・幼稚園モデル】

1) 免許・資格の種類

- ・保育士資格
- ・幼稚園教諭一種免許状
- ・特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育）
- ・認定ベビーシッター資格

2) 免許・資格の取得要件

保育園・幼稚園モデルにおいて、免許・資格取得までのプロセスは表 3-2 に示す通りです（科目の履修状況によっては表の通りとならない場合もあります）。なお、各免許・資格の取得要件は以下の 5 点となっています。

- ①卒業要件を満たし、学士の学位を有すること。
- ②保育士資格を取得する場合は、本学部の保育士養成課程において、表 3-3 に示す通り、定められた指定科目及び単位を全て修得すること。
- ③教員免許状を取得する場合、本学部の教職課程において、表 3-4（幼稚園）、表 3-6（特別支援学校）に示す通り、校種ごとに定められた指定科目及び単位を全て修得すること。
- ④認定ベビーシッター資格を取得する場合、表 3-7 に示す通り、保育士資格を取得するほか、本学部が開講する「在宅保育」を履修し単位を修得すること。
- ⑤特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合、基礎となる免許状（原則として、幼稚園教諭一種免許状）を併せて取得すること。

3. 4 【保育園・幼稚園・特別支援学校モデル】

1) 免許・資格の種類

- ・保育士資格
- ・幼稚園教諭一種免許状
- ・特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育）
- ・認定ベビーシッター資格

2) 免許・資格の取得要件

保育園・幼稚園・特別支援学校モデルにおいて、免許・資格取得までのプロセスは表 3-2 に示す通りです（科目の履修状況によっては表の通りとならない場合もあります）。なお、各免許・資格の取得要件は以下の 5 点となっています。

- ①卒業要件を満たし、学士の学位を有すること。
- ②保育士資格を取得する場合は、本学部の保育士養成課程において、表 3-3 に示す通り、定められた指定科目及び単位を全て修得すること。
- ③教員免許状を取得する場合、本学部の教職課程において、表 3-4（幼稚園）、表 3-6（特別支援学校）に示す通り、校種ごとに定められた指定科目及び単位を全て修得すること。
- ④認定ベビーシッター資格を取得する場合、表 3-7 に示す通り、保育士資格を取得するほか、本学部が開講する「在宅保育」を履修し単位を修得すること。
- ⑤特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合、基礎となる免許状（原則として、幼稚園教諭一種免許状）を併せて取得すること。

3. 5 免許・資格取得のための各種実習について

1) 実習の種類

保育士資格や教員免許状を取得するためには、各養成課程において定められた実習を履修・実施し、単位を修得する必要があります。

取得しようとする免許・資格	履修・実施する必要がある実習科目名
保育士資格	「保育実習Ⅰ（施設）」、「保育実習Ⅰ（保育所）」、「保育実習Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」*
幼稚園教諭一種免許状	「教育実習（事前事後指導含む。）」（幼稚園）†
小学校教諭一種免許状	「介護等体験」 「教育実習（事前事後指導含む。）」（小学校）†
特別支援学校教諭一種免許状	「特別支援学校教育実習（事前事後指導含む。）」

実習は、大学で基礎的な知識や技能を学修した上で、保育所や社会福祉施設、幼稚園や小学校、特別支援学校といった実際の保育・福祉・教育現場での実践的な活動となるため、本学部では実習科目に関する履修要件を設けています。

下記2) に示す要件を満たさない場合や実習参加への疑義が出された場合は、教授会において生活態度等を含め協議し、実習科目の履修を認めないことや実習を停止することがあります。なお、実習中に、安全・健康等に関わる緊急の事態があったときは、学部長の判断により、即刻実習を停止します。

各種実習の詳細（実習地、手続き方法、実習ごとに設けられている実習参加への要件等）については、実習までの事前指導や履修登録オリエンテーション等において別途指示します。また、やむを得ない事情がある場合や特別な配慮が必要な場合は、早めに実習担当の教員に申し出てください。

2) 各種実習科目の履修・参加要件《重要》

- ① 各免許・資格（介護等体験を除く）に必要な科目及び単位数の表にある実習要件欄に「○」と表記された科目について、各表の末尾に示す単位修得済または履修中（保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの履修については実習の前年度までに単位修得済）であることが必要な科目数を満たしていること。
 - ・保育実習Ⅰ（施設）、保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲに関する実習要件：表 3-3
 - ・教育実習（事前事後指導含む。）（幼稚園）に関する実習要件：表 3-4
 - ・教育実習（事前事後指導含む。）（小学校）に関する実習要件：表 3-5
 - ・特別支援学校教育実習（事前事後指導含む。）に関する実習要件：表 3-6
- ② 「保育実習指導Ⅰ（施設）」「保育実習指導Ⅰ（保育所）」「保育実習指導Ⅱ」「保育実習指導Ⅲ」に参加するには、事前事後指導（「保育実習指導Ⅰ（施設）」「保育実習指導Ⅰ（保育所）」、「保育実習指導Ⅱ」、「保育実習指導Ⅲ」）において、単位修得見込みであること。
- ③ 特段の理由がないにもかかわらず、実習実施の前年度の前期・後期いずれの学期においても、各種実習科目（事前事後指導を含む）を除くすべての履修科目の成績評価について、「不可」、「不認定」または「出席不足」となった科目が、合計3科目以下であること。
- ④ 「特別支援学校教育実習（事前事後指導含む。）」を履修する場合、基礎となる免許状（小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状のいずれか）が取得見込みであること。

- ⑤ その他、次の要件を満たすこと。
- ・教育・保育職に就く意志が固く、積極的に実習ができること。
 - ・指定された期日までに、必要な事務手続きや諸検査等がすべて完了していること。

3) 実習生の心構えおよび義務《重要》

- ① 実習中は慣れない環境に身を置きながら生活するため、心身ともに疲労が溜まりやすい。日頃から自身の状態に気を配り、健康管理に努めること。健康上のことで不安がある場合は、実習担当教員に相談し、安心して実習に取り組めるよう準備すること。
- ② 実習前 10 日間は、生活・健康管理のため、アルバイトは控えること。ただし、何らかの事情によりアルバイトを控えることができない場合は、実習担当教員が相談に応じる。
- ③ 実習中は、実習に専念するため、アルバイトはしないこと。
- ④ 実習中は、主体的に学ぼうとする姿勢が必要となる。日頃の大学の授業もやむを得ない事情がある場合以外は出席すること。また、進んで学修に取り組むこと。
- ⑤ 各種実習の事前事後指導（ガイダンスを含む）には、すべて出席すること。
- ⑥ 実習生には社会人としての責任ある振る舞いと行動が求められる。教育・保育・福祉に関わる立場を意識し行動すること。
- ・社会人としてふさわしい言動や行為、服装を心がけ、倫理観を持って行動すること。
 - ・実習先の規定やルール等を遵守して過ごすこと。実習生は実習先の指示に従わなければならない。
 - ・実習への欠席は認められない。何らかの事情によって遅刻や欠席をする際は、速やかに実習先や実習担当教員へ報告・連絡・相談し、指示を仰ぐこと。
- ⑦ 実習により知り得た乳幼児、児童、生徒、利用者、保護者や教職員等のプライバシーに関する情報については、守秘義務があり、実習中はもちろんのこと、実習後であっても第三者に漏らしてはならない。守秘義務違反が発覚した場合は、即刻実習を中止し、その実習の単位は認定しない。また、実習終了後であっても守秘義務違反が発覚した場合には、その実習の単位は認定しない。

* 保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについての補足説明

保育士資格を取得するためには、必修科目である「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習指導Ⅰ（施設）」「保育実習指導Ⅰ（保育所）」と、選択必修科目である「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」「保育実習指導Ⅲ」のいずれかの組み合わせの1つを履修し単位を修得する必要があります。「保育実習Ⅱ」及び「保育実習Ⅲ」の履修選択については、将来の就職先を考慮して選択する必要があります。

「保育実習Ⅱ」は保育所での10日間の実習となるため、保育所や認定こども園への就職を希望する学生が選択します。「保育実習Ⅲ」は保育所以外の施設での10日間の実習となるため、社会福祉施設（児童養護施設・障害者支援施設等）への就職を希望する学生が選択します。

† 幼稚園教諭一種免許状と小学校教諭一種免許状の両方を取得する場合の教育実習の単位修得について

幼稚園教諭一種免許状と小学校教諭一種免許状の両方を取得する場合、幼稚園または小学校のいずれか1つの教育実習を行うことで、両免許状取得のための単位を修得したものとみなされます（教育職員免許法施行規則第六条備考九）。保育園・幼稚園モデル、保育園・幼稚園・特別支援学校モデルは幼稚園での教育実習、小学校（＋幼稚園）モデル、小学校・特別支援学校モデルでは小学校での教育実習となります。

表 3-1 【小学校（＋幼稚園）モデル、小学校・特別支援学校モデル】
免許・資格取得・進路決定までのプロセス

学年	プロセス	関連免許・資格	内 容
1 年次	授業科目履修 (～卒業時まで)	【小】 【特】 【幼】	取得を目指す免許・資格について、この冊子に掲載している以下の必要な科目及び単位数を確認しながら4年間で計画的に授業科目を履修します。 ・小学校教諭一種免許状に必要な科目及び単位数 ・特別支援学校教諭一種免許状に必要な科目及び単位数 ・幼稚園教諭一種免許状に必要な科目及び単位数
	育人キャリアⅠ・Ⅱ	【小】 【特】 【幼】	子ども教育学部の1年生としての「学び」や大学生活について、教員や先輩学生など、多様な視点から話を聞きます。そうした話をもとに、自分自身が将来(4年後も含めて)なりたいたいと思う理想の姿について考え、自らの大学生活の見通しをつけます。 また、就職活動、特に小学校・特別支援学校の教員採用試験を念頭に、演習等を通して基礎学力の定着を図ります。
	介護等体験申込手続	【小】	小学校または中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、7日を下らない範囲内において、特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で、障害者、高齢者等に対する介護・介助及び交流等の体験が必要となります。 なお、受け入れ先や関係機関との調整・手続きの関係で、1年次3月に介護等体験費納入を含む介護等体験申込手続を行います。
2 年次	育人キャリアⅢ・Ⅳ	【小】 【特】	教育現場について深く学ぶことを通して、実習に向けた意識を高めます。そのために、近隣の小学校を実際に訪問し、教員の職務内容や児童の生活の様子、校内環境等の観察を通して、学校訪問時のマナーや実習までの自己課題を発見します。 3年次には希望進路を明確にし、特に小学校・特別支援学校の教員採用試験に向けた演習を行います。また、ゼミナールへの配属もあることから、アドバイザー教員との面談や研究室訪問を繰り返す中で、自らのビジョン形成を図ります。 ※一般就職を考えている学生は、「キャリアライフデザイン」の履修も推奨します。
	介護等体験	【小】	6月～翌年1月頃に、岡山県内の特別支援学校で連続2日間、社会福祉施設等(老人ホーム、児童養護施設等)で連続5日間、合計7日間の介護等体験を行います。 なお、学校や施設等によっては、学生に対して事前のオリエンテーションを実施する場合があります。出席が必要です(別日程を設けず、体験初日に行う場合もあります。)
	教育実習希望調査	【小】 【特】	教育実習(小学校)では、対象となる学生に実習校等の希望調査を行います。原則として、倉敷市内協力校(小学校)で実施しますが、地理的条件等により協力校での実習が困難な場合や実習校の受け入れ人数を超過している場合は、母校実習や市外実習となることがあります。その場合、事前に教育実習希望校を訪問し、内諾をもらう必要があります。 特別支援学校教育実習では、対象となる学生に実習校等の希望調査を行います。原則として、倉敷市内協力校(特別支援学校)で実施しますが、実習校の受け入れ人数を超過している場合は、協力校以外での実習となることがあります。その場合、事前に教育実習希望校を訪問し、内諾をもらう必要があります。
3 年次	育スパート入門	【小】 【特】	4年次の就職活動、特に、小学校・特別支援学校の教員採用試験に向けた演習を行います。教員採用試験までにしなければいけないことはたくさんあります。試験内容や方法も受験する自治体ごとに様々です。そこで、試験に向けた基礎固めを行います。教育・社会に関する時事を取り上げながら、自分の意見や考えを明らかにし、各学生が目指す教育観の醸成を目指します。 ※一般就職を考えている学生は「ワークライフデザイン」の履修も推奨します。
	教育実習(小学校)	【小】	10月頃に小学校において4週間(通勤)程度、教育実習を行います。教育実習を行うには、本学部が定めた各種実習科目の履修要件(この冊子に掲載)を満たしている必要があります。教育実習費の納入は実習後に行います。 「教育実習(事前事後指導含む。)」の授業等を通じて、教育実習に関する手続きや詳細な内容について説明を行います。 なお、小学校教諭一種免許状と幼稚園教諭一種免許状の両方を取得する場合、小学校または幼稚園のいずれか1つの教育実習を行うことで、両免許状取得のための単位を修得したものとみなされます。小学校(＋幼稚園)モデル、小学校・特別支援学校モデルは小学校での教育実習となります。 ※教育実習の単位修得が必要な編入学生は、原則として4年次に教育実習Ⅱを行います。
	特別支援学校教育実習	【特】	11月～12月頃に特別支援学校において2週間(通勤)程度、教育実習を行います。教育実習を行うには、本学部が定めた各種実習科目の履修要件(この冊子に掲載)を満たしている必要があります。教育実習費の納入は実習後に行います。 「特別支援学校教育実習(事前事後指導含む。)」の授業等を通じて、教育実習に関する手続きや詳細な内容について説明を行います。 ※教育実習の単位修得が必要な編入学生は、原則として4年次に教育実習を行います。
4 年次	育スパート基礎	【小】 【特】	すべての実習が終了した段階で、本格的な就職活動が始まり、教員採用試験に向けた勉強に各自が取り組み始めます。試験内容には、小論文や面接(個人や集団)、模擬授業やグループワーク、体育実技や音楽実技等もあります。そのために、同じ進路を志す仲間との練習や先輩学生・卒業生から話を直接聞く機会を設けたりし、職業観や採用試験に向けた意欲を高めます。
	育スパート総合	【小】 【特】	就職活動の総仕上げとして、教員採用試験前の不安感や恐怖心を払拭するために、同じ進路の仲間と集中的なトレーニングに繰り返し取り組みます。また、実際に教育現場に立った時の自分の将来像をしっかりと持ち、最後まで諦めることがないよう、やり抜く力や何事にも挑戦する力を育てます。

	教員免許状交付申請	【小】 【特】 【幼】	<p>教員免許状を取得するために必要な「単位や学位」を得ることができるのは大学・短期大学等ですが、教員免許状を取得するためには、教員免許状を授与する都道府県の教育委員会（本学の場合、岡山県教育委員会）への申請が必要となります。</p> <p>申請方法は、本人が自分で申請を行う「個人申請」と、大学が申請をとりまとめて行う「一括申請」の2種類があります。本学では、原則として岡山県教育委員会に「一括申請」を行っていますが、「一括申請」の手続きに必要な時期までに単位修得が間に合わなかった場合や必要な書類が提出できなかった場合には「個人申請」となります。手続きの詳細については、担当者が対象となる学生に説明します。</p> <p>10月～11月頃 教員免許状申請ガイダンスを実施（申請手数料を納入） !!注意!! 参加しなかった場合は個人申請となります。</p>
卒業時	教員免許状交付	【小】 【特】 【幼】	<p>取得した校種の教員免許状を受け取ります。</p> <p>※教員免許状取得の所要条件を満たし、かつ教員免許状申請ガイダンスに参加して手続きをした学生のみとなります。</p> <p>※卒業後、教員免許状を紛失や汚損した場合は再交付の手続きを、氏名・本籍地を変更した場合は書換の申請を、岡山県教育委員会にて行ってください。本学で再交付、書換、授与証明をすることはできません。</p>

表 3-2 【保育園・幼稚園モデル、保育園・幼稚園・特別支援学校モデル】
免許・資格取得・進路決定までのプロセス

※小学校教諭一種免許状と幼稚園教諭一種免許状のどちらも取得を希望する場合は、担当教員に要相談

学年	プロセス	関連免許・資格	内 容
1 年次	授業科目履修 (～卒業時まで)	【保】 【幼】 【ベ】 【特】 【小】	取得を目指す免許・資格について、この冊子に掲載している以下の必要な科目及び単位数を確認しながら4年間で計画的に授業科目を履修します。 ・保育士資格に必要な科目及び単位数 ・幼稚園教諭一種免許状に必要な科目及び単位数 ・認定ベビーシッター資格に必要な科目及び単位数 ・特別支援学校教諭一種免許状に必要な科目及び単位数 ・小学校教諭一種免許状に必要な科目及び単位数
	育人キャリアⅠ・Ⅱ	【保】 【幼】 【特】 【小】	子ども教育学部の1年生としての「学び」や大学生活について、教員や先輩学生など、多様な視点から話を聞きます。そうした話をもとに、自分自身が将来(4年後も含めて)になりたいと思う理想の姿について考え、自らの大学生活の見通しをつけます。 また、就職活動、特に保育園・幼稚園・社会福祉施設の採用試験を念頭に、演習等を通して基礎学力の定着を図ります。
	各種実習概要説明 保育実習希望調査	【保】 【幼】	保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲや教育実習(幼稚園)について、事前指導として概要説明を行います。また、保育実習については、実習地等の希望調査を対象となる学生に行います。実習地は、原則として、岡山県保育士養成協議会から割り当てられた岡山県内の施設・保育所で実施しますが、地理的条件等により県外実習となることがあります。その場合、保育所によっては事前に訪問し、内諾をもらう必要があります。
2 年次	育人キャリアⅢ・Ⅳ	【保】 【幼】	保育・教育現場について深く学ぶことを通じて、実習に向けた意識を高めます。そのため、保育実習(施設実習及び保育所実習)に向けた、より実践的な保育技術の習得を目指します。 3年次には希望進路を明確にし、ゼミナールへの配属もあることから、アドバイザー教員との面談や研究室訪問を繰り返す中で、自らのビジョン形成を図ります。 ※一般就職を考えている学生は、「キャリアライフデザイン」の履修も推奨します。
	保育実習Ⅰ(施設) 保育実習Ⅰ(保育所)	【保】	5月頃に社会福祉施設等の見学実習を1日、7月頃に保育事業以外の施設において10日間(宿泊)程度、保育実習Ⅰ(施設)を行います。10月頃に保育所(または認定こども園)の見学実習を1日、11月頃に保育所(または認定こども園)において10日間(通勤)程度、保育実習Ⅰ(保育所)を行います。保育実習Ⅰ(施設)及び(保育所)を行うには、本学部が定めた各種実習科目の履修要件(この冊子に掲載)を満たしている必要があります。「保育実習指導Ⅰ(施設)及び(保育所)」の授業等を通じて、保育実習に関する手続きや詳細な内容について説明を行います。
	保育実習Ⅱ	【保】	11月～12月頃に保育所において10日間(通勤)程度(「保育所実習」)、保育実習Ⅱを行います。保育実習を行うには、本学部が定めた各種実習科目の履修要件(この冊子に掲載)を満たしている必要があります。 「保育実習指導Ⅱ」の授業等を通じて、保育実習に関する手続きや詳細な内容について説明を行います。 なお、選択必修科目である「保育実習Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」のいずれかの1つを履修し単位を修得する必要があります。「保育実習Ⅱ」及び「保育実習Ⅲ」の履修選択については、将来の就職先を考慮して選択する必要があります。
	教育実習希望調査	【幼】	教育実習(幼稚園)では、対象となる学生に実習園等の希望調査を行います。原則として、岡山県内の幼稚園で実習を実施します。ただし、自宅通学生に限り、地元で実習をすることができます。基本的には、公立または私立幼稚園から実習したい園を自分で探し、事前に内諾をもらう必要があります。
		【特】	特別支援学校教育実習では、対象となる学生に実習校等の希望調査を行います。原則として、倉敷市内協力校(特別支援学校)で実施しますが、実習校の受け入れ人数を超過している場合等は、協力校以外での実習となることがあります。その場合、事前に教育実習希望校を訪問し、内諾をもらう必要があります。
3 年次	育スパート入門	【保】 【幼】	4年次の就職活動、特に、保育園・幼稚園・社会福祉施設の採用試験に向けた演習を行います。就職活動先によって試験の内容や方法は様々です。そこで、試験に向けた基礎固めを行います。職業探索や自己理解を促しながら、履歴書の作成や保育技術のトレーニングを行い、就職活動までの計画を立案し、見通しを持ちます。 ※一般就職を考えている学生は「ワークライフデザイン」の履修も推奨します。
	保育実習Ⅲ	【保】	7月頃に保育事業以外の施設において10日間(通勤)程度(「施設実習」)、保育実習Ⅲを行います。保育実習を行うには、本学部が定めた各種実習科目の履修要件(この冊子に掲載)を満たしている必要があります。 「保育実習指導Ⅲ」の授業等を通じて、保育実習に関する手続きや詳細な内容について説明を行います。 なお、選択必修科目である「保育実習Ⅲ」または「保育実習Ⅱ」のいずれかの1つを履修し単位を修得する必要があります。「保育実習Ⅲ」及び「保育実習Ⅱ」の履修選択については、将来の就職先を考慮して選択する必要があります。
	教育実習(幼稚園)	【幼】	9月に幼稚園において4週間(通勤)程度、教育実習を行います。教育実習を行うには、本学部が定めた各種実習科目の履修要件(この冊子に掲載)を満たしている必要があります。教育実習費の納入は実習後に行います。 「教育実習(事前事後指導含む)」の授業等を通じて、教育実習に関する手続きや詳細な内容について説明を行います。

			<p>なお、幼稚園教諭一種免許状と小学校教諭一種免許状の両方を取得する場合、幼稚園または小学校のいずれか1つの教育実習を行うことで、両免許状取得のための単位を修得したものとみなされます。保育園・幼稚園モデル、保育園・幼稚園・特別支援学校モデルは幼稚園での教育実習となります。</p> <p>※教育実習の単位修得が必要な編入学生は、原則として4年次に教育実習Ⅰを行います。</p>
	特別支援学校教育実習	【特】	<p>10月頃に特別支援学校において2週間(通勤)程度、教育実習を行います。教育実習を行うには、本学が定めた各種実習科目の履修要件(この冊子に掲載)を満たしている必要があります。教育実習費の納入は実習後に行います。</p> <p>「特別支援学校教育実習(事前事後指導含む。)」の授業等を通じて、教育実習に関する手続きや詳細な内容について説明を行います。</p> <p>※教育実習の単位修得が必要な編入学生は、原則として4年次に教育実習Ⅰを行います。</p>
	育スパート基礎	【保】 【幼】	<p>すべての実習が終了した段階で、本格的な就職活動が始まり、採用試験に向けた勉強に各自が取り組み始めます。試験内容には、小論文や面接(個人や集団)、身体表現や造形表現、言語表現や音楽表現といった実技試験もあります。そのために、同じ進路を志す仲間との練習や先輩学生・卒業生から話を直接聞く機会を設けたりし、職業観や採用試験に向けた意欲を高めます。</p>
4年次	育スパート総合	【保】 【幼】	<p>就職活動の総仕上げとして、採用試験前の不安感や恐怖心を払拭するために、同じ進路の仲間と集中的なトレーニングに繰り返し取り組みます。また、実際に保育・教育現場に立った時の自分の将来像をしっかりと持ち、最後まで諦めることがないよう、やり抜く力や何事にも挑戦する力を育てます。</p>
	各種資格申請 教員免許状交付申請	【保】 【ベ】 【幼】 【特】 【小】	<p>保育士資格や教員免許状、認定ベビーシッター資格を取得するために必要な「単位や学位」を得ることができるのは大学・短期大学等ですが、各免許・資格を取得するためには、それぞれ申請手続きが必要となります。</p> <p>【保育士資格】保育士として登録するのは都道府県知事となり、申請書類の受付及び保育士証の交付事務の委託を受けている登録事務処理センター(社会福祉法人 日本保育協会)への申請が必要となります。</p> <p>【教員免許状】教員免許状を授与するのは都道府県の教育委員会となり、各都道府県の教育委員会(本学の場合、岡山県教育委員会)への申請が必要となります。</p> <p>【認定ベビーシッター資格】資格を付与するのは公益社団法人全国保育サービス協会となり、当協会への申請が必要となります。</p> <p>申請方法は、本人が自分で申請を行う「個人申請」と、大学が申請をとりまとめて行う「一括申請」の2種類があります。保育士資格及び認定ベビーシッター資格については、大学が申請をとりまとめて行う「一括申請」のみとなります。教員免許状については、原則として岡山県教育委員会に「一括申請」を行っていますが、「一括申請」の手続きに必要な時期までに単位修得が間に合わなかった場合や必要な書類が提出できなかった場合には「個人申請」となります。手続きの詳細については、担当者が対象となる学生に説明します。</p> <p>10月～11月頃 【保】【ベ】各種資格申請ガイダンスを実施(申請手数料を納入) !!注意!! 参加しなかった場合、卒業翌月の4月以降に「保育士」として就職することができません。</p> <p>10月～11月頃 【幼】【特】【小】教員免許状申請ガイダンスを実施 (申請手数料を納入) !!注意!! 参加しなかった場合は個人申請となります。</p>
卒業時	教員免許状交付	【幼】 【特】 【小】	<p>取得した校種の教員免許状を受け取ります。</p> <p>※教員免許状取得の所要条件を満たし、かつ教員免許状申請ガイダンスに参加して手続きをした学生のみとなります。</p> <p>※卒業後、教員免許状を紛失や汚損した場合は再交付の手続きを、氏名・本籍地を変更した場合は書換の申請を、岡山県教育委員会にて行ってください。本学で再交付、書換、授与証明をすることはできません。</p>
	認定ベビーシッター資格 認定証等交付	【ベ】	<p>認定ベビーシッター資格の認定証と登録カードを受け取ります。</p> <p>※保育士及び認定ベビーシッター資格取得の所要条件を満たし、かつ各種資格申請ガイダンスに参加して手続きをした学生のみとなります。</p> <p>※卒業後、認定ベビーシッター資格の認定証と登録カードを紛失や汚損した場合等は、公益社団法人全国保育サービス協会にて再交付の手続きをしてください。本学で再発行することはできません。</p>
	保育士資格について	【保】	<p>※保育士資格については、卒業時に大学よりお渡しするものではありません。</p>
卒業後	保育士登録 保育士証受取	【保】	<p>保育士資格については、資格申請ガイダンス後、登録事務処理センターが手続きを行い、申請時に記入した住所に必要な書類が、卒業後、送付されます。</p> <p>4月初旬 「保育士登録済通知書」の受取り 6月初旬～中旬 「保育士証」の受取り</p> <p>※卒業後、保育士証を紛失や汚損した場合は再交付の申請手続きを、氏名や本籍地を都道府県を変更した場合は書換え交付の申請手続きを、登録事務処理センターにて行ってください。本学では再交付・書換え交付をすることはできません。</p>
	保育教諭について	【保】 【幼】	<p>※保育教諭については、保育士資格と幼稚園教諭の免許状を取得していることで当該資格保有者とみなされるため、個別の資格証等は発行していません。</p>

表 3-3 保育士資格に必要な科目及び単位数

【関連法令等（厚生労働省や内閣府のウェブサイト等参照）】

- ・児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成13年5月23日厚生労働省告示第198号）（平成30年4月27日厚生労働省告示第216号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）

自己評価レベル A 十分理解できた B 理解できた C おおむね理解できた D あまり理解できなかった

種別	系 列	学 問 領 域		左記に対応して開設する本学の教科目					学生用確認欄			
		教 科 目	授業形態	最低修得単位数	教 科 目	授業形態	単 位 数	実習要件	修得年度	評価(点数)	自己評価	
						必修	選択					
必修科目・告示別表第一による教科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		○			
		教育原理	講義	2	教育学概論	講義	2		○			
		子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2					
		社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		○			
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2					
		社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	講義	2					
		保育者論	講義	2	保育・教職論	講義	2		○			
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	教育心理学	講義	2		○			
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2					
		子どもの理解と援助	演習	1	子ども理解の理論および方法	演習	1					
		子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2					
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2					
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	幼児教育課程論	講義	2					
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1		○			
		保育内容演習	演習	5	保育内容（健康）	演習	1		○			
					保育内容（人間関係）	演習	1					
					保育内容（環境）	演習	1					
					保育内容（言葉）	演習	1		○			
					保育内容（表現）	演習	1					
		保育内容の理解と方法	演習	4	子ども文化 I	演習	1		○			
					弾き歌い I	演習	1					
					図画工作 I	演習	1		○			
					体育 I	演習	1					
		乳児保育 I	講義	2	乳児保育 I	講義	2					
		乳児保育 II	演習	1	乳児保育 II	演習	1					
		子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1					
		障害児保育	演習	2	障害児保育 I	演習	1					
	障害児保育 II				演習	1						
	社会的養護 II	演習	1	社会的養護 II	演習	1						
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1						
	保育実習	保育実習 I	実習	4	保育実習 I（施設）	実習	2					
					保育実習 I（保育所）	実習	2					
		保育実習指導 I	演習	2	保育実習指導 I（施設）	演習	1					
					保育実習指導 I（保育所）	演習	1					
	総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	演習	2					
	当該種別における本学の最低修得単位数						51					
	一 保育の本質・目的に関する科目				教育の制度と経営	併用	2					
		二 保育の対象の理解に関する科目			特別支援教育総論	講義	2		○			
		三 保育の内容・方法に関する科目			子ども文化理論演習	演習	2					
					子ども文化実践演習	演習	2					
在宅保育					講義	2						
リトミック					演習	2						
子ども文化 II					演習	1						
音楽基礎 I					演習	1						
音楽基礎 II	演習	1										

選択必修科目・告示別表第二による教科目			6	ピアノ演習Ⅰ	個人実技	1		○							
				ピアノ演習Ⅱ	個人実技	1		○							
				ピアノ演習Ⅲ	個人実技		1								
				ピアノ演習Ⅳ	個人実技		1								
				ピアノ演習Ⅴ	個人実技		1								
				ピアノ演習Ⅵ	個人実技		1								
				ピアノ演習Ⅶ	個人実技		1								
				ピアノ演習Ⅷ	個人実技		1								
				声楽Ⅰ	演習		1								
				声楽Ⅱ	演習		1								
				弾き歌いⅡ	演習		1								
				弾き歌いⅢ	演習		1								
				弾き歌いⅣ	演習		1								
				図画工作Ⅱ	演習		1								
				体育Ⅱ	演習		1								
				保育内容（健康）の指導法	講義		2								
				保育内容（人間関係）の指導法	講義		2								
				保育内容（環境）の指導法	講義		2								
				保育内容（言葉）の指導法	講義		2								
				保育内容（表現）の指導法	講義		2								
保育・教職インターンシップ	実習		1												
四 保育実習 ※1	保育実習Ⅱ 又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ	実習		2								
				保育実習Ⅲ	実習		2								
	保育実習指導Ⅱ 又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習		1								
保育実習指導Ⅲ	演習				1										
当該種別における本学の最低修得単位数							4								
教養科目・告示による教科目	教養科目	外国語、体育以外の科目	6	創立者松田藤子の志	講義	1									
				創立者松田藤子の教え	講義	1									
				日本国憲法	講義		2								
				ITリテラシー基礎	演習	2									
				Basic English A	演習	1									
				英会話	演習	1									
体育 ※2	講義	1	健康科学	講義	1										
			健康スポーツ	実技	1										
当該種別における本学の最低修得単位数							8								
保育実習Ⅰ（施設）、（保育所）・Ⅱ・Ⅲを履修するために単位を修得していることが必要な科目数										11 科目 以上					

※1 保育実習について、「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」「保育実習指導Ⅲ」のいずれかの組み合わせの1つを履修し単位を修得すること

※2 体育に関する講義及び実技のそれぞれ1単位修得

実習の種類	期 間	学校園又は施設等名称	備 考
保育実習Ⅰ（施設）	年 月 日 ～ 年 月 日		
保育実習Ⅰ（保育所）	年 月 日 ～ 年 月 日		
保育実習Ⅱ（保育所） 又は保育実習Ⅲ（施設）	年 月 日 ～ 年 月 日		

表 3-4 幼稚園教諭一種免許状に必要な科目及び単位数

【関連法令等（文部科学省や内閣府のウェブサイト等参照）】

- ・教育職員免許法
- ・教育職員免許法施行規則
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）

自己評価レベル A 十分理解できた B 理解できた C おおむね理解できた D あまり理解できなかった

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		最低修得単位数	左記に対応して開設する本学の授業科目			学生用確認欄			
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項		授 業 科 目	単 位 数 必修 選択	実習 要件	修得 年度	評価 (点数)	自己 評価	
領域及び保育内容の指導法に関する科目 ※1	領域に関する専門的事項	16	保育内容（健康）	1		○			
			保育内容（人間関係）	1		○			
			保育内容（環境）	1		○			
			保育内容（言葉）	1		○			
			保育内容（表現）	1		○			
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		保育内容総論	1		○			
			保育内容（健康）の指導法	2		○			
			保育内容（人間関係）の指導法	2		○			
			保育内容（環境）の指導法	2		○			
			保育内容（言葉）の指導法	2		○			
	当該科目区分における本学の最低修得単位数			16					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2		○			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		保育・教職論	2		○			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営	2		○			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		○			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育総論	2		○			
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		幼児教育課程論	2		○			
当該科目区分における本学の最低修得単位数			12						
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	初等教育方法論 (情報通信技術の活用を含む。)	2		○			
	幼児理解の理論及び方法		子ども理解の理論および方法	1		○			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談の理論と方法	1		○			
当該科目区分における本学の最低修得単位数			4						
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習（事前事後指導含む。)	5					
			教育実習Ⅰ（事前事後指導含む。)	3					
			教育実習Ⅱ（事前事後指導含む。)	3					
	教職実践演習		保育・教職実践演習（幼・小）	2					
教職実践演習（幼・小）		2							
当該科目区分における本学の最低修得単位数			7						
大学が独自に設定する科目 ※2		14	保育原理	2		○			
			子ども家庭支援論	2					
			子どもの食と栄養	2					
			障害児保育Ⅰ	1					
			子ども文化Ⅰ	1					
			子ども文化Ⅱ	1					
			国語Ⅰ（書写を含む。)	2					
			算数Ⅰ	2					
			生活Ⅰ	2					
			音楽基礎Ⅰ	1					
			音楽基礎Ⅱ	1					
			ピアノ演習Ⅰ	1		○			
ピアノ演習Ⅱ	1		○						

			ピアノ演習Ⅲ		1					
			ピアノ演習Ⅳ		1					
			ピアノ演習Ⅴ		1					
			ピアノ演習Ⅵ		1					
			ピアノ演習Ⅶ		1					
			ピアノ演習Ⅷ		1					
			声楽Ⅰ	1		○				
			声楽Ⅱ		1					
			弾き歌いⅠ	1		○				
			弾き歌いⅡ		1					
			弾き歌いⅢ		1					
			弾き歌いⅣ		1					
			図画工作Ⅰ		1					
			図画工作Ⅱ		1					
			家庭Ⅰ		2					
			体育Ⅰ		1					
			体育Ⅱ		1					
			当該科目区分における本学の最低修得単位数			14				
文部科学省令で定める科目 ※3	日本国憲法	2	日本国憲法	2		○				
	体 育	2	健康スポーツ	1		○				
			健康科学	1		○				
	外国語コミュニケーション	2	Basic English A	1		○				
			英会話	1		○				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	ITリテラシー基礎	2		○					
			当該科目区分における本学の最低修得単位数			8				
教育実習（幼稚園）を履修するために単位修得済または履修中であることが必要な科目数						28	科目以上			

- ※1 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち以上の科目について修得するものとする。（教育職員免許法施行規則第二条備考第一号）
- ※2 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得するものとする。（教育職員免許法施行規則第二条備考第十四号）
○本学部では、「教育の基礎的理解に関する科目」の最低修得単位数（10単位）を超えている修得単位（1単位）を含めることができる。
- ※3 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目二単位又は情報機器の操作二単位とする。（教育職員免許法施行規則第六十六条の六）

実習の種類	期 間	学校園名称	備 考
教育実習（幼稚園又は小学校）	年 月 日 ～ 年 月 日		

表 3-5 小学校教諭一種免許状に必要な科目及び単位数

【関連法令等（文部科学省ウェブサイト等参照）】

- ・教育職員免許法
- ・教育職員免許法施行規則
- ・小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

自己評価レベル A 十分理解できた B 理解できた C おおむね理解できた D あまり理解できなかった

教育職員免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応して開設する本学の授業科目				学生用確認欄		
教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授 業 科 目	単 位 数		実習要件	修得年度	評価(点数)	自己評価
				必修	選択				
教科及び教科の指導法に関する科目 ※1	教科に関する専門的事項	30	国語Ⅰ（書写を含む。）	2		○			
			国語Ⅱ		1				
			社会Ⅰ	2		○			
			社会Ⅱ		1				
			算数Ⅰ	2		○			
			算数Ⅱ		1				
			理科Ⅰ	2		○			
			理科Ⅱ		1				
			生活Ⅰ	2		○			
			生活Ⅱ		1				
			音楽基礎Ⅰ	1		○			
			音楽基礎Ⅱ		1				
			図画工作Ⅰ	1		○			
			図画工作Ⅱ		1				
			家庭Ⅰ	2		○			
			家庭Ⅱ		1				
			体育Ⅰ	1		○			
			体育Ⅱ		1				
			小学校英語Ⅰ	2		○			
			小学校英語Ⅱ		1				
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		国語科指導法（書写を含む。）	2		○			
			社会科指導法	2		○			
			算数科指導法	2		○			
			理科指導法	2		○			
			生活科指導法	2		○			
			音楽科指導法	2		○			
			図画工作科指導法	2		○			
			家庭科指導法	2		○			
			体育科指導法	2		○			
			小学校英語指導法	2		○			
当該科目区分における本学の最低修得単位数			37						
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論	2		○			
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		保育・教職論	2		○			
			学級経営論		1				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と経営	2		○			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		○			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育総論	2		○			
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		小学校教育課程論	2		○			
当該科目区分における本学の最低修得単位数			12						

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳の理論および指導法	2		○			
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2		○			
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	1		○			
	教育の方法及び技術		初等教育方法論 (情報通信技術の活用を含む。)	2		○			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2		○			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談の理論と方法	1		○			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法								
当該科目区分における大学の最低修得単位数			10						
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習(事前事後指導含む。)	5					
			教育実習Ⅰ(事前事後指導含む。)	3					
			教育実習Ⅱ(事前事後指導含む。)	3					
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習(幼・小)	2					
教職実践演習(幼・小)			2						
当該科目区分における大学の最低修得単位数			7						
大学が独自に設定する科目 ※2		2	ピアノ演習Ⅰ	1		○			
			ピアノ演習Ⅱ	1		○			
			ピアノ演習Ⅲ	1					
			ピアノ演習Ⅳ	1					
			ピアノ演習Ⅴ	1					
			ピアノ演習Ⅵ	1					
			ピアノ演習Ⅶ	1					
			ピアノ演習Ⅷ	1					
			声楽Ⅰ	1		○			
			声楽Ⅱ	1					
			弾き歌いⅠ	1		○			
			弾き歌いⅡ	1					
			弾き歌いⅢ	1					
			弾き歌いⅣ	1					
当該科目区分における大学の最低修得単位数			4						
文部科学省令で定める科目 ※3	日本国憲法	2	日本国憲法	2		○			
	体 育	2	健康スポーツ	1		○			
			健康科学	1		○			
	外国語コミュニケーション	2	Basic English A	1		○			
			英会話	1		○			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	ITリテラシー基礎	2		○				
当該科目区分における大学の最低修得単位数			8						
教育実習(小学校)を履修するために単位修得済または履修中であることが必要な科目数						40	科目以上		

※1 教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五条第一項の表(表の部分に限る。))を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。)の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)の教科に関する専門的事項を含む科目のうち以上の科目について修得するものとする。(教育職員免許法施行規則第三条備考第一号)

※2 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得するものとする。(教育職員免許法施行規則第二条備考第十四号)
○本学部では、「教育の基礎的理解に関する科目」の最低修得単位数(10単位)を超えている修得単位(1単位)を含めることができる。

※3 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目二単位又は情報機器の操作二単位とする。(教育職員免許法施行規則第六十六条の六)

実習の種類	期 間	学校園又は施設等名称	備 考
介護等体験(社会福祉施設等)	年 月 日 ~ 年 月 日		
介護等体験(特別支援学校)	年 月 日 ~ 年 月 日		
教育実習(小学校又は幼稚園)	年 月 日 ~ 年 月 日		

表 3-6 特別支援学校教諭一種免許状に必要な科目及び単位数

【関連法令等（文部科学省ウェブサイト等参照）】

- ・教育職員免許法
- ・教育職員免許法施行規則

自己評価レベル A 十分理解できた B 理解できた C おおむね理解できた D あまり理解できなかった

教育職員免許法施行規則に定める 特別支援教育に関する科目		最低修得 単位数	左記に対応して開設する本学の授業科目			学生用確認欄				
			授 業 科 目	単 位 数 必修 選択	実習 要件	修得 年度	評価 (点数)	自己 評価		
特別支援教育の 基礎理論に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的・制度的又は経営的事項	2	特別支援教育総論	2		○				
特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、 生理及び病理に関する科目	16	知的障害児の心理・生理・病理	2		○				
			肢体不自由児の心理・生理・病理	2		○				
			病虚弱児の心理・生理・病理	2		○				
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課 程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、 生理及び病理に関する科目	16	知的障害児の教育 I	2		○			
				肢体不自由児の教育 I	2		○			
				病虚弱児の教育 I	2		○			
				知的障害児の教育 II		2	○			
				肢体不自由児の教育 II		2	○			
免許状に定められるこ ととなる特別支援教育 領域以外の領域に関す る科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、 生理及び病理に関する科目	5	発達障害児教育総論	2		○				
			視覚障害児教育総論	1		○				
			聴覚障害児教育総論	1		○				
			重複障害児教育総論	2						
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	特別支援学校教育実習 (事前事後指導含む。)	3						
特別支援教育に関する科目における本学の最低修得単位数			27							
特別支援学校教育実習を履修するために単位修得済または履修中であることが必要な科目数						13 科目 以上				

※ 特別支援学校の教員…（中略）…については、…（中略）…、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。（教育職員免許法第三条第三項）

実習の種類	期 間	学校園名称	備 考
教育実習（特別支援学校）	年 月 日 ～ 年 月 日		

表 3-7 認定ベビーシッター資格に必要な科目及び単位数

【関連制度等（公益社団法人 全国保育サービス協会ウェブサイト等参照）】
 ・ベビーシッター資格認定制度

自己評価レベル A 十分理解できた B 理解できた C おおむね理解できた D あまり理解できなかった

学 問 領 域				左記に対応して開設する本学の教科目				学生用確認欄		
系 列	教 科 目	授業 形態	単位数	教 科 目	授業 形態	単 位 数		修得 年度	評価 (点数)	自己 評価
						必修	選択			
保育士資格取得のための必要な科目				※表3-3に掲げる通り						
在宅保育に関する科目	在宅保育	講義	2	在宅保育	講義	2				